

補助対象となる「新規雇用者」について

〔新規雇用者とは〕

次の①～③の各要件を全て満たす者をいう。

- ① 立地協定の締結日から事業所の操業開始後 1 年以内に雇用を開始され、かつ、補助対象に該当する常用の雇用者
- ② 補助金の交付申請時に 4 月以上継続して雇用されている常用の雇用者
- ③ かごしま連携中枢都市圏構成市（鹿児島市、日置市、いちき串木野市、姶良市）の市民である者
※人数要件の半数以上は鹿児島市民であることが必要

〔要件〕

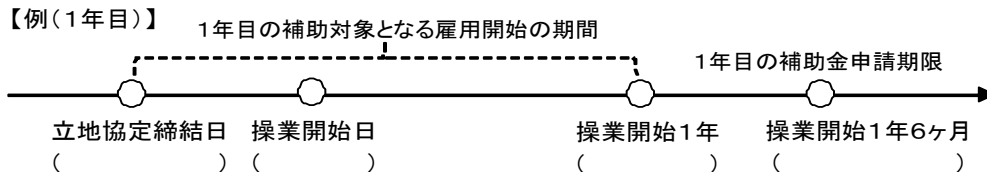
- ① 雇用開始日関係（以下の期間において雇用を開始され、かつ、補助対象に該当する常用の雇用者）

1 年目の期間 立地協定の締結日～操業開始後 1 年以内

2 年目の期間（※）操業開始 1 年を経過した日から 2 年を経過した日の前日

3 年目の期間（※）操業開始 2 年を経過した日から 3 年を経過した日の前日

※前年と比較して 1 年目の交付要件である新規雇用者数以上新たに増加した場合



- ② 補助対象となる常用の雇用者（交付申請時に 4 月以上継続雇用）

区 分	要 件		補助対象	補助金額 (※1・2)
	労働時間	雇用保険		
正規雇用	フルタイム	加入	該当	50 万円／人
非正規雇用 (※3)	フルタイム	加入	該当	30 万円／人
短時間勤務 (契約社員、パート、アルバイト等)	週 20 時間以上	加入	該当	15 万円／人
	週 20 時間未満	—	非該当	—
派遣社員	—	—	非該当	—

※1 補助金の対象は鹿児島市民のみ

※2 県内初進出の情報通信業等の場合、補助金額は正規雇用 100 万円、非正規雇用 60 万円、短時間勤務 30 万円

※3 一週間の所定労働時間が正規雇用の労働者と同じで、労働条件などが正規雇用に準じると認められる有期契約の労働者

- ③ かごしま連携中枢都市圏構成市の市民である者

① 雇用開始日において、かごしま連携中枢都市圏構成市の市民である者、又は雇用開始に伴い速やかに（概ね 1、2 ヶ月以内に）かごしま連携中枢都市圏構成市に転入した者。
（例：UI ターンでの就職に伴い転入した場合など）

② 企業内の配置転換により当該事業所の雇用者となった者で、速やかに（概ね 1、2 ヶ月以内に）かごしま連携中枢都市圏構成市に転入した者（例：企業内の配置転換の辞令に伴い転入した場合など）。

〔二年目以降の新規雇用補助金〕

右図参照

（階段式の増員が要件）

（ソフトウェア業での例）

